第13章

防災・減災対策の充実

総論

文部科学省は、児童生徒等の安全で安心な生活を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

第一節

防災・減災対策の充実

1 防災体制の確立

地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切 に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省は、「災害対策基本法」などを基に、防災に関し必要な事項を定めている「文部科学省防災業務計画*1」を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画*2」を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」などを基 に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実を進めています。

令和2年度には、「防災基本計画」(令和2年5月29日中央防災会議決定)が修正されたことを踏まえて、「文部科学省防災業務計画」を修正し、新型コロナウイルス感染症拡大防止への配慮について新たに規定しました。

2 災害予防の推進

文部科学省では、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であることから、「国土強靱化基本計画*³」を踏まえ、防災・減災に資する施策を推進しています。また、災害時において児童生徒等が自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育のより一層の充実を図っています。さらに、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割を果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

(1) 防災・減災、国土強靱化のための5 か年加速化対策

重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう実施された「防災・減災、国土強

^{*1} 参照:https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

^{*2} 参照:https://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm

^{*3} 参照:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和2年12月「防災・減災、国土強靱化のた めの5か年加速化対策*4|が閣議決定され、令和3年度から7年度の5年間に重点的・集中 的に対策を実施することとされました。文部科学省としては、首里城跡の火災や近年の自然 災害の被害等を踏まえ、文化財の防火対策・耐震対策を新たに加えているほか、学校や独立 行政法人の施設の老朽化対策、災害支援にも活用できる大学・高専の練習船の建造、地震津 波火山観測網の整備など、23の対策について、財政支援など必要な対策に取り組んでいま す。

(2) 防災教育の充実^{*5}

各学校の防災教育については、児童生徒等に自らの命を守り抜くための「主体的に行動す る態度 | 等を身に付けさせるため、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教 育活動全体を通じて行われています。自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関 等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、実践的な防災教育が展開されています。

文部科学省は、学校が抱える防災をはじめとした安全上の課題に対して、地域の実情に応 じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制の構築を 支援したりするほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

(3) 防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、平成28年熊本地震 では、非構造部材の損傷等により体育館が使用できなかったり、トイレや電気、水の確保等 において様々な不具合、不便が生じたりするなど、避難所に関する様々な課題が生じまし た。

これらを踏まえ、文部科学省では、避難所となる学校施設における防災機能の向上の観点 から、必要な防災機能の保有状況等を調査*6するとともに、防災担当部局等との適切な連 携・協力体制を構築し、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委 員会等に周知しています(図表 2-13-1)。

また、学校施設の耐震化等のための技術的な支援を行うとともに、学校施設の防災機能に 関する事例集*⁷や風水害対策のパンフレット*⁸の作成、学校施設の防災対策等に関するセミ ナーの開催など、学校設置者に対し防災機能の強化に向けた普及・啓発を行っています。

さらに、学校設置者が実施する学校施設における防災機能強化の取組に対して、国庫補助 を行っています。

図表 2-13-1 避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況

	避難所指定学校数 (校)	保有学校数 (校)	割合 (%)
備蓄倉庫に関する防災機能(備蓄倉庫等)	30,349	23,693	78.1
飲料水に関する防災機能(耐震性貯水槽等)		22,377	73.7
非常用発電機等に関する防災機能(自家発電設備等)		18,468	60.9
LP ガス等に関する防災機能(ガス設備等)		17,341	57.1
災害時利用通信に関する防災機能(通信設備)		24,529	80.8
断水時のトイレに関する防災機能(マンホールトイレ等)		17,707	58.3

※ハード面の整備状況だけではなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

(出典) 文部科学省「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」(平成31年4月1日現在)

^{*4} 参照:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf

^{*5} 第2部第2章第1節参照

^{*6} 参照:https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466.htm

^{*7} 参照:https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html

^{*8} 参照:https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

また、国立大学の附属病院では、大規模災害時に医療を継続して提供することが期待され ています。そのため、必要な電気や水の確保が課題となります。このことから国土強靱化基 本計画において、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進めることとされています。特に 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 | においては、自然災害時に附属病院と しての機能を維持できるよう浸水対策等を行うなど、防災機能強化のための整備を推進して きています。

3 災害応急対策の取組

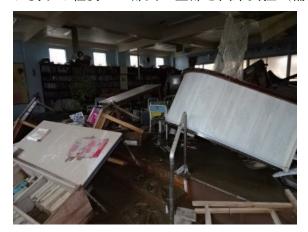
文部科学省は、自然災害が発生した場合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等 の安全確保及び二次災害の防止などに当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員 会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震などによる建物の倒壊や落下物による 二次災害から児童生徒等や避難住民などの安全を確保するため、地方公共団体などからの要 請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣す る体制を整備しています。

4 災害復旧等の支援

令和2年度には令和2年7月豪雨や福島県沖を震源とする地震等が発生し、学校施設や社 会教育施設、文化財等が損壊、浸水するなどの被害が生じました。

文部科学省では、こうした自然災害により被害を受けた文教施設等において、施設の復旧 に要する経費の一部又は全部を国庫負担(補助)しています。



令和2年7月豪雨で生じた図書室への浸水



福島県沖を震源とする地震で生じた外壁の亀裂

15 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究 推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究を進めて います。あわせて、防災科学技術研究所は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合 地震津波火山観測網(MOWLAS)等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究 開発を実施しています。